

## 平成 19 年分 年末調整の主な改正点

### 1. はじめに

今年も早いもので年末調整の時期がやってまいりました。ユナイテッドブレインズグループでは、顧問先様へ年末調整の書類をお送りしていることと申します。

ここで、今年の年末調整の主な改正点や注意点について再確認しておきたいと思っております。



### 2. 今回の主な改正点

#### 定率減税の廃止

平成 19 年分より所得税・住民税の定率減税が廃止されています。平成 18 年と平成 19 年の収入や家族構成等が全く同じであっても、負担する税額は定率減税が廃止されたことにより増加することになります。

#### 所得税・住民税の税率改定

既にお気づきの方も多いとは思いますが、今年より国から地方への税源移譲が実施されたことにより、所得税・住民税の税率が変更になりました。

6 月から給与から天引きされる（または納付書に記載された）住民税が急に増加して驚いた方も多いとは思いますが、実は 1 月より給料から天引きされる所得税は減少していたのです。

税源移譲により負担する税額合計は基本的には変わらないといわれていますが、定率減税が廃止となったことにより最終的には負担する税額は増加しているということになります。

#### 損害保険料控除の改組

平成 19 年分より、「損害保険料控除」が改組され、「地震保険料控除」となりました。この「地震保険料控除」の対象となるものは【地震保険料】と【旧長期損害保険料】の 2 つです。

昨年まで損害保険料控除を受けることができた【短期損害保険料】については、19 年分以降は「地震保険料控除」の対象とはなりませんので注意が必要です。

#### 旧長期損害保険料

平成 18 年 12 月 31 日までに締結した、「保険期間が 10 年以上」で「保険期間満了後に解約返戻金を支払う旨の特約のある契約」をいいます。



### 3. おわりに

「年末調整」は所得税の確定申告の一種です。

住所や氏名などはもちろんのことですが、扶養控除の記入漏れや配偶者控除の適用誤り、住宅ローン特別控除申告書、国民健保・国民年金納付証明の添付漏れなどに注意しましょう。